

友好交流町との交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本山町と友好交流町との交流を促進するため、両町との間における産業、教育、文化、スポーツ等の交流に係る経費の一部を予算の範囲内で補助するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 友好交流町 北海道浦臼町をいう。
- (2) 団体 民間団体（法人又は非法人を問わない。）、小・中学校及び高等学校の児童・生徒で構成する団体その他町長が適当と認める団体をいう。
- (3) 交流事業 友好交流町の団体と相互の友好親善や交流を図るために行い、又は参加する産業、経済、学校・社会教育、文化、スポーツその他の事業をいう。
- (4) 訪問事業 本山町（以下「町」という。）の団体が友好交流町を訪問する交流事業をいう。
- (5) 受入事業 友好交流町の団体を町の団体が受け入れる交流事業をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、訪問事業にあっては町内の団体が5名以上の参加者をもって友好交流町を訪問して行う交流事業のうち町長が適当と認めるものとし、受入事業にあっては友好交流町から5名以上の参加者の訪問を受けて行う交流事業のうち町長が適当と認めるものとする。ただし、国、地方公共団体の事業により補助を受けているものを除く。

(訪問事業補助対象経費及び補助金の額)

第4条 訪問事業補助対象経費は、別表第1に規定する交通費及び宿泊料とする。この場合において、実際にかかる経費と本山町の職員の旅費に関する条例（昭和51年条例第6号）第3条第1項に規定する旅費相当額の交通費及び宿泊料を比較しそれぞれ少ない額とする。

- 2 訪問事業補助金の額は、補助対象経費（他の団体等が負担する経費がある場合は、その金額を除いた額）に2分の1を乗じて得た額以内とし、別表第1に規定する額を限度とする。ただし、1,000円未満の額は、切り捨てる。

(受入事業補助対象経費、補助率等)

第5条 受入事業補助対象経費及び補助率等は、別表第2のとおりとする。ただし、補助対象経費は、受入事業に係る経費のうち町内の団体が負担する経費とする。

(受入事業補助金の額)

第6条 受入事業補助金の額は、別表第2に規定する補助金の額を合計したものとし、250,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の額は、切り捨てる。

(交付申請等の手続)

第7条 補助金交付申請等の手続は、本山町補助金交付規則（昭和54年規則第2号）の規定による。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。